

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
津市	林地区(林町、殿町、川原)	2023年1月20日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	42ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	28ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	20ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	15ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	12ha
(備考)	

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受けできる意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、8ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体及び集落営農組織が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

※現在、中心経営体(担い手)として人・農地プランに掲載されている人数:2名

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向
貸付け等の意向が確認された農地は、農地所有者の意向も考慮した上で、中心経営体に集積・集約化する。

農地中間管理機構の活用方針
林地区では、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地区内において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

鳥獣被害防止対策の取組方針
3年前より「林獣害対策協議会」を立ち上げ、電柵の設置・点検、獣害の捕獲、追い払い等に積極的取り組みしており、令和4年度中には津市と協力してサルの一斉捕獲を実施する予定である。
今後も協議会の活動を継続し、対策を続けていく。

災害対策への取組方針
風水害の被害防止のため、水路の補修、農道の整備などに取り組む。